

専修大学情報科学センター規程

(昭和60年4月1日制定)

改正 平成10年 6月12日 平成15年 3月 1日

(目的)

第1条 専修大学情報科学センター(以下「センター」という。)は、専修大学(以下「本学」という。)における教育及び研究のためのコンピュータ資源、ネットワークシステム等(以下「コンピュータ資源等」という。)を提供し、その利用を促進させると共に情報科学及び情報処理に関する教育の支援を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 センターは、生田校舎に置く。

2 センター分室を神田校舎に置く。

(業務)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの施設における教育及び研究のためのコンピュータ資源等の管理運用に関する事項
- (2) 情報処理についての教育及び研究の支援に関する事項
- (3) 講習会、講座及び講演会の開催に関する事項
- (4) 情報科学並びにそれに関連する領域の研究及び調査に関する事項
- (5) 学術情報のネットワーク利用に関する事項
- (6) 学長から諮問された事項
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに教育企画室及びシステム企画室を置く。

2 教育企画室は、教育及び研究の支援・調査に関する業務を行う。

3 システム企画室は、コンピュータ資源等の管理運用・調査に関する業務を行う。

4 教育企画室及びシステム企画室の組織及び運営に関する細則は、別に定める。

(センター長、教育企画室長及びシステム企画室長)

第5条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受けて、センターの業務を統括し、センターを代表する。

3 センター長は、専任教員のなかから学長が任命する。

4 教育企画室長及びシステム企画室長は、センター長の推薦に基づき専任教員のなかから学長が任命する。

5 教育企画室長及びシステム企画室長はセンター長を補佐する。センター長に事故あるときは、その一方が職務を代行する。

6 センター長、教育企画室長及びシステム企画室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、連続して3期を超えることはできない。

7 センター長、教育企画室長又はシステム企画室長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報科学センター協議会)

第6条 センターの円滑な運営を図るうえで必要な事項を審議するため、情報科学センター協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第7条 協議会は、センターの管理運営に関する基本方針、その他重要事項を審議する。

2 センター長は、審議結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(協議会委員の構成)

第8条 協議会委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 各学部長
- (3) 担当理事
- (4) 教育企画室長
- (5) システム企画室長
- (6) 第18条に定めるセンターの事務組織の部長

2 センター長は、必要に応じて本学の役員、教員又は職員の出席を求めることができる。

第9条 協議会は、センター長が招集し、議長となる。

第10条 協議会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて随時開催することができる。

(情報科学センター運営委員会)

第11条 センターの適切な運営を図り、業務を円滑に遂行するためにセンターに情報科学センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の審議事項)

第12条 運営委員会は、協議会の方針に基づき、次の事項に関し協議し、決定を行う。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) センターが管理するコンピュータシステム等の新設、増設、廃棄及びこれに伴う事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) センターが管理するコンピュータシステム等の年間運用計画、将来計画及びその利用の調整に関する事項
- (5) センターの事業計画に関する事項
- (6) センターの教育及び研究に必要な予算に関する事項
- (7) センターの教育及び研究に関する事項
- (8) センターが支援する情報処理科目に関する事項

- (9) センターが行う研究、調査その他の業務に関する事項
- (10) 特定課題に関するプロジェクト・チームの結成に関する事項
- (11) 学長から付議された事項
- (12) その他センターに関する重要事項
(運営委員会委員の構成)

第13条 運営委員会委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 各学部教授会が当該学部専任教員から推薦した者(各学部それぞれ1人とする。)
- (3) 教育企画室長
- (4) システム企画室長
- (5) 第18条に定めるセンターの事務組織の部長
- (6) 第18条に定めるセンターの事務組織の課長

2 運営委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、センター長が当たるものとする。

3 教授会から推薦された運営委員会委員は、学長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第1項第5号および第6号に定める委員の任期は、当該職務にある期間とする。

5 委員の再任は妨げない。

6 センター長は、必要に応じて本学の教員又は職員の出席を求めることができる。

(運営委員会の招集及び定足数)

第14条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 運営委員会は、その構成員の2分の1以上の委員の出席がなければ、会議を開催することができない。

(センター員)

第15条 センターにセンター員若干名を置く。

2 センター員は、第4条に定める教育企画室及びシステム企画室の業務を行う。

3 センター員に関する細則は別に定める。

(センター利用)

第16条 センターの諸機能及びコンピュータ資源等の利用に関しては、別に定める専修大学情報科学センター利用細則による。

2 インターネットドメインの運用については、別に定める専修大学インターネットドメイン(SID)運用細則による。

3 利用料については、別に定める専修大学情報科学センター料金細則による。

4 センターを経由して外部機関のコンピュータ資源等を利用する場合は、当該機関の諸規程を遵守しなければならない。

(コンピュータシステム等の新設、増設及び廃棄)

第17条 コンピュータシステム等の新設、増設、廃棄及びこれに伴う事項については、運営委員会の決定に基づき、協議会の議を経て学長が常勤役員会の議に付すものとする。
(事務所管)

第18条 センターの事務組織及び事務分掌は別に定める学校法人専修大学事務組織規則及び専修大学事務分掌規程による。

2 センターの事務組織の責任者は、センター長の下にその所管業務を遂行するものとする。

3 センターにシステム技術者その他必要な職員を置く。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、運営委員会の発議により協議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この規程の施行と同時に、昭和55年5月31日制定の「専修大学電子計算機室規程」は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成10年6月12日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱する第5条第4項に定める教育企画室長及びシステム企画室長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。